

平成24年度決算における妙高市の健全化判断比率と資金不足比率を次のとおり公表します。

1. 財政健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (13.00)	- (18.00)	12.3 (25.0)	72.0 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載してあります。
- 2 括弧内の数値は妙高市の早期健全化基準です。

2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
ガス事業会計	-	890,055 千円
水道事業会計	-	596,990 千円
公共下水道事業会計	-	478,593 千円
農業集落排水事業会計	-	93,684 千円
簡易水道事業特別会計	-	125,583 千円
高柳工場団地開発事業特別会計	-	190,901 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「-」を記載してあります。
- 2 「備考」欄は、資金不足比率の算定に用いた事業の規模です。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条の規定により算定した事業の規模)

監 第 39 号
平成25年8月19日

妙高市長 入 村 明 様

妙高市監査委員 水 野 隆 治

妙高市監査委員 豊 岡 賢 二

平成24年度 健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成24年度決算における健全化判断比率について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成24年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

平成24年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施期間

平成25年8月6日から平成25年8月19日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から送付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成24年度	平成23年度	増減	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.00
③実質公債費比率	12.3	13.6	1.3	25.0
④将来負担比率	72.0	80.0	8.0	350.0

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、「—」の表示は、赤字額が無いことを表している。

①実質赤字比率について

平成24年度決算に基づく実質赤字額がないため、実質赤字比率は算出されない。

②連結実質赤字比率について

平成24年度決算に基づく連結実質赤字額がなく、資金不足額も生じていないため、連結実質赤字比率は算出されない。

③実質公債費比率について

平成24年度決算に基づく実質公債費比率は12.3%となっており、前年度に比べて1.3ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④将来負担比率について

平成24年度決算に基づく将来負担比率は72.0%となっており、前年度に比べて8.0ポイント改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

むすび

本市の平成24年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。また、実質公債費比率及び将来負担比率は改善しており努力が伺える。

しかし、平成24年度決算では税收の減少や一般会計市債残高の増加などの不安要素が見られることに加え、人口減少や地方交付税の合併特例の終了など、今後の厳しい財政環境を考えると、現状の水準であっても決して楽観視はできない。

今後も健全化判断比率の状況を的確に分析し、健全な財政運営により一層努められたい。

監 第 40 号
平成25年8月19日

妙高市長 入 村 明 様

妙高市監査委員 水 野 隆 治

妙高市監査委員 豊 岡 賢 二

平成24年度 資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成24年度決算における資金不足比率について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成24年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

平成24年度決算に係る資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施期間

平成25年8月6日から平成25年8月19日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から送付された各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の各公営企業会計の資金不足比率及びそれら比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：%)

会計名	平成24年度	平成23年度	増 減	経営健全化基準
ガス事業会計	—	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	—	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	—	—	20.0
高柳工場団地開発事業特別会計	—	—	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足が無いことを表している。

平成24年度は、いずれの公営企業会計においても決算に基づく資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算出されない。

むすび

本市の平成24年度決算に基づく資金不足比率は、いずれの公営企業会計においても資金不足額が生じていない。しかし、景気の低迷や人口減少等により、公営企業の経営環境についても予断を許さない状況が予測される。

引き続き、社会情勢の変化に対応した健全な企業経営に努められたい。